

訴 状

2016年（平成28年）4月25日

仙台地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人弁護士 小 野 寺 信 一
同 石 上 雄 介
外

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

政務活動費返還履行等請求事件（住民訴訟）

訴訟物の価額 金160万円也（算定不能につき）

貼用印紙額 金1万3000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、訴外安部孝及び訴外自由民主党・県民会議（代表者中島源陽）
に対し、連帯して、金86万0022円及びこれに対する平成22年6
月15日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員、金83万7
381円及びこれに対する平成23年6月16日から支払済みに至る
まで年5分の割合による金員、金81万1957円及びこれに対する平
成24年6月7日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員、金
83万7433円及びこれに対する平成25年6月14日から支払済
みに至るまで年5分の割合による金員、84万6127円及びこれに対

する平成26年6月3日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員、金84万3669円及びこれに対する平成27年6月10日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ

2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 事案の概要

本件は、現在宮城県議会議長の役職にある訴外安部孝議員が平成21年4月以降仙台事務所として借り上げた物件に関して、事務所賃料、光熱費、新聞代、電話料金等に政務調査費ないし政務活動費（以下単に「政務活動費」とする。）から545万8656円を充当したことについて、①同仙台事務所は訴外安部孝議員と生計を一にする親族である訴外安部まなみ氏が共有持分を有する物件である点、②同仙台事務所には事務所としての外形上の形態がない点、③同仙台事務所は、議員が行う政務活動のために必要な事務所とは言えない点で、違法に政務活動費が支出されたというべきであることから、宮城県に生じた損害を填補すべく、訴外安部孝に対してその返還を求めるよう請求をする事案である。

第2 当事者

- 1 原告は、平成5年6月24日、地方行財政の不正を監視・是正すること等を目的として結成された権利能力なき社団である。
- 2 被告は宮城県知事であり、地方自治法第242条の2第1項第4号の執行機関として、宮城県が受けた損害・損失について賠償請求・不当利得返還請求すべき義務を有する者である。

- 3 訴外安部孝議員は宮城選挙区（松島町・利府町）を選挙区として平成11年に初当選し，現在5期連続で宮城県議会議員を務め，平成27年11月27日より宮城県議会議長の役職にある者である。

訴外安部まなみ氏は，訴外安部孝議員が仙台事務所として賃借していた不動産の共有持分を有する者であり，訴外安部孝議員とは平成28年2月8日まで事実婚の関係にあったが，同日に訴外安部孝議員と婚姻した。

第3 訴外安部孝議員の政務活動費の支出状況

- 1 訴外安部孝議員は，平成21年4月以降，仙台市青葉区堤通雨宮町3-18（地番：仙台市青葉区堤通雨宮町108-1）所在のライオンズマンション雨宮1108号室を仙台事務所として使用していた。関係資料によれば，ライオンズマンション雨宮1108号室は訴外安部まなみ氏が平成7年8月1日まで居住していた部屋であり，訴外安部まなみ氏の父が平成18年8月29日に逝去してからは，訴外安部まなみ氏らが共有している（訴外安部まなみ氏の共有持分は4分の1である。）（甲1）。

- 2 訴外安部孝議員は，平成24年6月，仙台事務所を仙台市青葉区堤通雨宮町4-34所在の建物に移転し，賃料を大隆株式会社に支払うようになった。

この仙台市青葉区堤通雨宮町4-34所在の建物は，訴外安部まなみ氏が現在居住している建物（同建物は一体の建物であってマンションではない。）であり，訴外安部まなみ氏の父が平成18年8月29日に逝去してからは訴外安部まなみ氏らが共有している（訴外安部まなみ氏の共有持分は4分の1である。）（甲2）。同建物は「高濱産婦人科」という複数の看板が掲げられているだけで，訴外安部孝議員の事務所

であることを示す看板等は同建物周辺から見る限り外観上は全く見当たらない。

また、大隆株式会社（本店所在地：仙台市青葉区堤通雨宮町4-34）の登記簿によれば、同社は取締役を訴外安部まなみ氏ら高濱家の親族が務める親族会社であり、不動産の売買及び賃貸や医療用機械器具の取扱い等を業とする株式会社である。訴外安部まなみ氏は平成26年6月11日より大隆株式会社の代表取締役に就任している（甲3）。

- 3 訴外安部孝議員は、別紙のとおり、平成21年4月から平成27年3月まで、政務活動費から事務所費として仙台事務所の賃料、同室の利用のために生じた光熱費等を支出し、資料購入費として同室でとっていた新聞の代金を支出し、事務費として同室において使用していた電話の料金を支出していた。これら訴外安部孝議員の支出合計額は54万5千8656円に及ぶ。

第4 訴外安部孝議員の上記政務活動費の支出は違法であること

1 政務活動費の使用用途に関する規制の概要

- (1) 宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務活動費は、地方自治法第232条の2に定める補助金であり、地方自治法第100条第14項及び第16項、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程に基づき、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員一人当たり月額35万円の政務活動費が各会派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各会派は速やかに、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないとされ、この返還義

務については当該会派に所属する議員が連帯して責任を負うものとされている（上記条例 16 条 3 項， 5 項）。

各会派は政務活動費の適正な使用を確保するために，政務活動費の使用について当該各会派に所属する議員を指導監督することが求められている（上記条例 11 条）。そして上記条例第 13 条第 1 項において各会派は議長に対して収支報告書の提出が義務付けられ，同条第 7 項，第 8 項において政務活動の主な実績を記載した実績報告書，当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書，支払証明書その他の証拠書類の写しを収支報告書に添付することが義務付けられている。さらに，上記条例第 15 条では議長は，会派から提出された収支報告書の写しを被告県知事に送付するものとされている。

政務活動費は「会派及び議員が実施する調査研究，研修，広聴広報，要請陳情，住民相談，各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し，県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対し交付する」と定められており（上記条例 2 条），今回問題となっている事務所費については「議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」，事務費については「会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費」，資料購入費については「会派又は議員が行う活動のために必要な図書，資料等の購入，利用等に要する経費」と定められている（上記条例別表）。

- (2) 宮城県議会が平成 21 年 4 月に定めた「政務調査費の手引き」 1 2 頁，平成 25 年 3 月に定めた「政務活動費の手引き」 1 3 頁（以下単に「政務活動費の手引き」という。）によれば，事務所費の充

当指針について、①「事務所経費への政務活動費の充当に際しては、下記のような事務所の要件を備えており、実際にそこが政務活動に使用されている場合に充当できるものとする。」と定められ、②事務所経費に政務活動費を充当できるための事務所の要件については「事務所としての外形上の形態を有していること（〇〇議員事務所等の看板設置等）」と定められており、さらに③「事務所が自己所有又は生計を一にする親族の所有である場合は、事務所賃借料に充当することは不適當である。」とも定められている（甲4）。

なお、この「政務活動の手引き」については、宮城県議会の全会派の了解のもと政務活動費の使途基準の解釈等を定めたものであるから、使途基準の趣旨や具体的内容を推知させるものとして具体的支出の違法性を判断するうえで参考にされるべきものである（「政務活動費の手引き」と同様法規性を有しない仙台市議会における政務調査費取扱い手引書について、仙台地方裁判所平成26年11月27日判決は、同趣旨の判示をしているところである。（甲5））。要はこの「政務活動の手引き」に違反した場合には違法となると考えるべきである。

2 訴外安部孝議員は違法に政務活動費を充当したこと

（1）事務所費の充当は違法であること

上記第3の事情からすれば、以下に述べるとおり訴外安部孝議員が事務所費に対して政務活動費を充当したことは、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例及び「政務活動費の手引き」の事務所費の充当指針に違反し、違法である。

ア 訴外安部孝議員が賃借している仙台事務所は生計を一にする親族が所有する事務所であること（①）

訴外安部孝議員が賃借している仙台事務所は訴外安部まなみ氏が共有持分を有している。そして訴外安部孝議員と訴外安部まなみ氏は事実婚の関係にあり，平成24年6月以降仙台事務所が入った仙台市青葉区堤通雨宮町4-34所在の建物において同居している。事実婚とは婚姻届を提出していないだけで実質は婚姻関係と同様の関係にある男女の関係をいうのであるから，安部孝議員と安部まなみ氏は，社会に広く見られる夫婦の共同生活と同様に，同じ住居に居住しながら生計を共にして生活してきたと考えるのが当然である。訴外安部まなみ氏と訴外安部孝議員とのこのような関係からすれば，訴外安部まなみ氏は訴外安部孝議員とは「生計を一にする親族」の関係にある。

そして，訴外安部孝議員は平成24年6月以降，大隆株式会社に賃料を支払っているところ，大隆株式会社は，訴外安部まなみ氏が取締役を務め，本店所在地は訴外安部まなみ氏の住所であり，賃貸借物件は訴外安部まなみ氏が共有持分を有する物件なのであるから，実質的には訴外安部まなみ氏に支払っているのと同様である。平成21年4月から平成24年5月までの仙台事務所の賃料の支払先については，この間の賃料の領収証の名義人が黒塗りであるため直ちには判明しないが，訴外安部孝議員と訴外安部まなみ氏の親密な関係からすれば，訴外安部まなみ氏が平成21年4月から平成24年5月まで賃料を受け取っていたと考えられる。

したがって，訴外安部孝議員が平成21年4月以降仙台事務所として使用した不動産について賃料を支払うことは，「政務活動費の手引き」における事務所費の充当指針に違反する。

イ 訴外安部孝議員の仙台事務所には事務所としての外形上の形態がないこと（②）

訴外安部孝議員の現在の仙台事務所のある仙台市青葉区堤通雨宮町４－３４所在の建物には「高濱産婦人科」という複数の看板が掲げられているだけで、訴外安部孝議員の事務所であることを示す看板等は同建物周辺から見る限り外観上は全く見当たらない。したがって、現在の仙台事務所は、事務所としての外形上の形態を有していない（甲６の１ないし甲６の３）。

また、平成２４年５月まで仙台事務所が置かれていたライオンズマンション雨宮１１０８号室についても、マンションの上層階の一室であることから、賃借人に過ぎない訴外安部孝議員が事務所であることを示す看板等をマンションの周辺から外観上明らかになるように設置することは困難である。したがって、平成２４年５月まで仙台事務所が置かれていたライオンズマンション雨宮１１０８号室についても事務所としての外形上の形態を有していなかったというべきである。

したがって、訴外安部孝議員が平成２１年４月以降仙台事務所として使用した不動産について賃料や光熱費等を支払うことは「政務活動費の手引き」における事務所費の充当指針に違反する。

ウ 訴外安部孝議員の仙台事務所は、議員が行う政務活動のために必要な事務所ではないこと（③）

訴外安部孝議員は宮城選挙区（松島町・利府町）を選挙区としていることから、議員として広聴広報を行ったり、住民の要請陳情等を受けたりするなど政務活動を行う地域は、主として宮城選挙区である松島町，利府町であるはずである。したがって、仙台市内においては訴外安部孝議員が政務活動を行う拠点は必要ないはずであるから、訴外安部孝議員の仙台事務所は、議員が行う政務活動のために必要な事務所とは言えない。

現に仙台市内を選挙区としない他の県議会議員において、地元選挙区以外の場所に事務所を設けている者はいないこと、後述のとおり訴外安部孝議員の仙台事務所には事務所としての外形上の形態はないことからしても、訴外安部孝議員の仙台事務所が議員として政務活動を行うために必要な事務所であるとは言えないことを裏付けられているというべきである。

したがって、訴外安部孝議員が平成21年4月以降仙台事務所として使用した不動産について賃料や光熱費等を支払うことは上記条例及び「政務活動費の手引き」における事務所費の充当指針に違反する。

エ 小括

以上のとおり、「政務活動費の手引き」の事務所費の充当指針に抵触するのであるから、安部孝議員は政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費について政務活動費を支出したとは認められず、違法かつ不当に政務活動費を支出したというべきである。

(2) また、訴外安部孝議員が違法に政務活動費から事務所費を充当していた仙台事務所に送付されていた新聞の料金を資料購入費として支出し、仙台事務所において使用していた電話の使用料金を事務費として支出していたのであるから、かかる資料購入費と事務費の支出についても違法であるというべきである。

第5 争点について

1 仙台事務所は生計を一にする親族が所有する事務所であること (①)

(1) 訴外安部孝議員は、原告の監査請求を受けて、所得税法56条に

おける「生計を一にする」の解釈として「日常生活の糧を共通にしていること，すなわち，消費段階において同一の財布の下で生活していることと解され」と判示している徳島地方裁判所平成9年2月28日判決（甲7），所得税基本通達2-47号（2）「親族が同一の家屋に起居している場合には，明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き，これらの親族は生計を一にするものとする。」（甲8）に言及したうえで，訴外安部孝議員自らは本件建物3階に居住し，訴外安部まなみ氏は4階に居住していること，3階と4階とでは電気代，電話料金を別々に支払っていること等から，「明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合」であるとして，訴外安部まなみ氏とは生計を一にしていないと反論していることから，訴外安部まなみ氏が「生計を一にする親族」に当たるか否かが争点になると予想される。

（2）「政務活動費の手引き」の定める「生計を一にする」と所得税法上の「生計を一にする」を同一に解釈すべきでないこと

ア 所得税法56条の「生計を一にする」とは，事業所得について家族構成員の間で所得を分割して税負担の軽減を図ることを防止するという観点から解釈される概念である（金子宏「租税法」（第20版）286頁（弘文堂，2015年），甲9）。すなわち「生計を一にする」親族が事業に従事した場合に，その親族に関する費用を事業の経費として計上し，事業所得が不当に低く申告されることを防止する点に趣旨がある。このような観点からは親族が消費段階において同一の財布の下で生活しているのか，それとも明らかに互いに独立した生活を営んでいるのかどうかを確定することが，適切な租税を課すために重要になることも首肯できると

ころである。

イ しかし、理論的には事務所が生計を一にする親族の所有である場合であっても、真実事務所として使用されているならば事務所賃借料に充当することを禁止する理由はないはずである。にもかかわらず「政務活動費の手引き」が、事務所が生計を一にする親族の所有である場合は、事務所賃借料に充当することは不適當であると敢えて定めた趣旨は、政務活動費が県民の税金から支払われていることに鑑みて、県民の目から見て議員が税金を不当に利得していると疑われないようにすること、すなわち公正らしさを担保することにあると考えるべきである。このような趣旨からすれば、「政務活動費の手引き」における「生計を一にする」のか否かを判断する際は、外観上同一の財布の下で生活しているという相当の疑いが生じるのか否かによって判断されるべきである。要は「生計を一にする」とは「一緒に生活している」ことを意味しているというべきである。

ウ そうすると、訴外安部孝議員と訴外安部まなみ氏は事実上夫婦の関係にあり、しかも同一の建物（本件建物は区分所有建物ではない。）内に居住しているのであるから、共同生活の場面で財布を共にする場面があると外観上疑われてやむを得ないところである。したがって、「政務活動費の手引き」の定める「生計を一にする」について正しく解釈適用するのであれば、本件においては明らかに互いに独立した生活を営んでいるのか否かを問題にするまでもなく、政務活動費の手引きが定める事務所費の充当指針に違反するのである。

(3) 訴外安部孝議員と訴外安部まなみ氏は明らかに互いに独立した生活を営んでいるとはいえないこと

仮に「生計を一にする」について所得税法上の解釈によっても、「明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合」であるとは到底認められないはずである。

常識から明らかなように、夫婦の共同生活において夫婦は極めて多くの事柄を分かち合っている。一緒に食事を楽しむこともあるであろうし、一緒に旅行にも行くこともあるであろうし、一緒にデパートで洋服や食器、布団、カーテンなどの買い物を楽しむこともあるであろうし、一緒に喫茶店でコーヒーを飲みながら夫婦の会話を楽しむこともあるであろう。共同生活を営む夫婦であれば、必ず何らかの場面で財布を共にする場面があるはずであり、電気代や電話料金を別々に支払っているという一事をもって「明らかに互いに独立した生活を営んでいる」とは到底言うことはできないのである。「電気代や電話料金を別々に支払っている」ことは夫婦間のごく些末な一部のとりきめに過ぎず、夫婦の生活全体を見渡さない限り、その生計の実態は判断できない。

訴外安部孝議員と訴外安部まなみ氏が、これら全ての夫婦生活において常に互いに独立した会計でやってきたというはずはない。訴外安部孝議員と訴外安部まなみ氏は原告の住民監査請求の直後に入籍しているのである。その二人がこれまでの事実婚の生活において財布を共にする場面が一切なかったと強弁するのであれば、あまりにも不合理な弁明であって、信用するに値しないというべきである。

以上のとおりであるから、訴外安部孝議員と訴外安部まなみ氏が「明らかに互いに独立した生活を営んでいる」とは到底言うこ

とはできないのである。

2 仙台事務所には事務所としての外形上の形態がないこと（②）

(1) 訴外安部孝議員は、原告の監査請求を受けて、本件建物のポストや、本件建物3階の事務所に、訴外安部孝議員の事務所であることを示す表示をしていると反論していることから、仙台事務所には事務所としての外形上の形態があると言えるのか否かが争点となると予想される。

(2) 事務所としての外形上の形態を有していないとしても、理論的には事務所として使用されている実態があれば事務所経費に政務活動費を充当することを禁止する理由はないはずである。にもかかわらず「政務活動費の手引き」が、事務所経費に政務活動費を充当できるための事務所の要件について「事務所としての外形上の形態を有していること（〇〇議員事務所等の看板設置等）」と定めた趣旨は、前述のように政務活動費が県民の税金から支払われていることに鑑みて、県民の目から見て議員が事務所費の名目で税金を不当に利得していると疑われないようにすることにあると考えるべきである。このような趣旨からすれば、議員の事務所のある建物を、公道を歩いている県民から見て、県民が「〇〇議員事務所があるんだな。」と分かるような表示をしなければならないはずである。

訴外安部孝議員の事務所であることを示す表示があるという本件建物のポストは本件建物敷地から玄関まで入らなければ見ることができないのであるし、本件建物3階の事務所に至っては本件建物内に侵入しなければ見ることができないのであるから、到底公道上の県民の目から訴外安部孝議員の事務所であることを示す表示を目にすることはできない。

したがって、「政務活動費の手引き」に基づけば、仙台事務所は事務所としての外形上の形態を有していないというべきである。

3 仙台事務所は、議員が行う政務活動のために必要な事務所とは言えないこと（③）

（１）訴外安部孝議員は、原告の監査請求を受けて、選挙区外に事務所を設けるのか否かは「政務活動費の手引き」が定めるところではなく、議員の個人の判断に基づくものであるとしたうえで、議員経験が長くなるにつれて県庁での仕事が増えてきたこと等から、選挙区ではない仙台市内に事務所を設けるのが適当であると判断したと反論していることから、仙台事務所が議員が行う政務活動のために必要な事務所といえるのか否かが争点となると予想される。

（２）政務活動費は「会派及び議員が実施する調査研究，研修，広聴広報，要請陳情，住民相談，各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し，県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」に要する経費に対し交付されるものであるところ（上記条例２条），調査研究のために仙台市内に滞在する必要があるのであれば調査研究費（「会派又は議員が行う県の事務，地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」）から宿泊費が支出されるし，研修のために仙台市内に滞在するのであれば研修費（「会派又は議員が行う研修会，講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費」）から宿泊費が支出されるし，各種会議への参加のために仙台市内に滞在する必要があるのであれば会議費（「１ 会派又は議員が行う各種会議，住民相談会等に要する経費 ２ 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費」）から宿泊費が支出され

る。このように選挙区が仙台市外である議員でも、調査研究や研修、会議のために仙台に滞在する必要があるときには政務活動費から必要な費用を充当することができるのであって、事務所を仙台市内に設ける必要は全くないのである。

そして調査研究や研修、会議以外の政務活動である広聴広報、要請陳情、住民相談については選挙区内で行うのが通常であるはずであるから、広報広聴、要請陳情、住民相談のために仙台市内に事務所を設ける必要は全くないのである。

現に仙台市内を選挙区としない他の県議会議員において、地元選挙区以外の場所に事務所を設けている者はいないし、前述のとおり訴外安部孝議員の仙台事務所には事務所としての外形上の形態もないことも考え合わせれば、訴外安部孝議員の仙台事務所は政務活動のために到底必要ないものであるというべきである。

第 6 不当利得返還請求を怠る事実

訴外安部孝議員は違法な支出について、宮城県議会議長に対して収支報告書を提出した以下の年月日までに返還する義務を負っており、被告は訴外安部孝議員に対して政務活動費の返還を請求する権利を有しているが、被告は現在もその返還請求を怠っている。

平成 21 年度 平成 22 年 6 月 15 日（甲 10）

平成 22 年度 平成 23 年 6 月 16 日（以下甲 12）

平成 23 年度 平成 24 年 6 月 7 日

平成 24 年度 平成 25 年 6 月 14 日

平成 25 年度 平成 26 年 6 月 3 日

平成 26 年度 平成 27 年 6 月 10 日

第7 監査請求について

原告は、平成28年2月8日宮城県監査委員に対し、地方自治法242条第1項にもとづき住民監査請求をしたところ（甲11）、監査委員は平成26年4月8日、上記監査請求について、平成24年度（6月以降の分）の電気、水道、ガス料金11万1847円、平成25年度の電気、水道、ガス料金14万6725円、平成26年度の電気、水道、ガス料金16万3495円、合計42万2067円の限度で認容したがその余の請求を棄却した（甲12）。この監査結果が不当であることは上述したことから明らかである。

第8 結論

以上の次第で原告は、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、請求の趣旨記載の判決を求め、本訴に及んだものである。

以 上

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

| | | |
|---|------------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 1 | 資格証明書（議事録） | 1通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 1通 |
| 3 | 証拠説明書 | 2通 |
| 4 | 甲号証写し | 各2通 |

当 事 者 目 録

〒 9 8 0 - 0 0 2 1 仙 台 市 青 葉 区 中 央 4 丁 目 3 - 2 8 朝 市 ビ ル 3 階
原 告 仙 台 市 民 オ ン ブ ズ マ ン
代 表 者 野 呂 圭

〒 9 8 0 - 0 8 1 1 仙 台 市 青 葉 区 一 番 町 2 丁 目 1 1 - 1 2
プ レ ジ デ ン ト 一 番 町 4 0 2 (送 達 場 所)
T E L 0 2 2 - 2 6 7 - 5 4 3 2
F A X 0 2 2 - 2 6 7 - 5 4 3 9
原 告 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 小 野 寺 信 一
同 弁 護 士 石 上 雄 介 (担 当)

〒 9 8 0 - 0 8 1 1 仙 台 市 青 葉 区 一 番 町 2 丁 目 1 1 - 1 2
プ レ ジ デ ン ト 一 番 町 2 1 0
同 弁 護 士 高 橋 輝 雄
同 弁 護 士 千 葉 展 浩

〒 9 8 0 - 0 8 0 4 仙 台 市 青 葉 区 大 町 2 丁 目 6 - 1 4
日 新 本 社 ビ ル 8 階
同 弁 護 士 山 田 忠 行

〒 9 8 0 - 0 8 1 1 仙 台 市 青 葉 区 一 番 町 1 丁 目 1 1 - 1 6
朝 日 プ ラ ザ 一 番 町 1 1 0 6
同 弁 護 士 松 澤 陽 明

〒980-0812 仙台市青葉区片平1丁目2-38

チサンマンション青葉通り805

同 弁護士 吉岡和弘

〒980-0812 仙台市青葉区片平1丁目1-11

カタヒラビル2階

同 弁護士 齋藤拓生

〒980-0822 仙台市青葉区立町11-17

シティハイム立町101

同 弁護士 坂野智憲

同 弁護士 三浦じゅん

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目11-12

プレジデント一番町306

同 弁護士 十河弘

同 弁護士 渡部雄介

〒980-0803 仙台市青葉区国分町1丁目3-20

肴町ビル2階

同 弁護士 野呂圭

同 弁護士 原田憲

同 弁護士 宇部雄介

〒980-0812 仙台市青葉区片平1丁目2-38

チサンマンション青葉通り605

同 弁護士 千 葉 晃 平

同 弁護士 宮 腰 英 洋

〒 9 8 0 - 0 0 2 2 仙台市青葉区五橋 1 - 1 - 5 8

ダイアパレス仙台中央 7 2 0

同 弁護士 吉 田 大 輔

〒 9 8 0 - 0 8 0 4 仙台市青葉区大町 2 - 3 - 1 1

レイトンビル 7 階

同 弁護士 畠 山 裕 太

〒 9 8 0 - 0 8 0 4 仙台市青葉区大町 1 - 2 - 1

ライオンビル 7 階

同 弁護士 今 泉 裕 光

〒 9 8 0 - 0 8 0 4 仙台市青葉区大町 1 - 2 - 1

ライオンビル 5 階

同 弁護士 前 田 大 輔

〒 9 8 0 - 0 8 2 1 仙台市青葉区春日町 4 - 2 8

SUUT 1 0 1 号室

同 弁護士 下 大 澤 優

〒 9 8 0 - 8 5 7 0 宮城県仙台市青葉区本町 3 - 8 - 1

被 告 宮城県知事 村 井 嘉 浩

